

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業

実施方針

平成 16 年 6 月 28 日

稚内市

目 次

1.	特定事業の選定に関する事項	1
1.1	事業内容に関する事項	1
1.2	特定事業の選定及び公表に関する事項	3
2.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
2.1	事業者の募集及び選定方法	4
2.2	事業者の募集及び選定の手順	4
2.3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	5
2.4	審査及び選定に関する事項	7
3.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	8
3.1	基本的考え方	8
3.2	予想されるリスクと責任分担	8
3.3	事業の実施状況の監視	8
4.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	8
4.1	施設の概要及び規模	8
4.2	施設の基本方針	9
5.	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	10
6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	10
6.1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	10
6.2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	10
6.3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	10
6.4	金融機関と市の協議（直接協定）	10
6.5	その他	11
7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	11
8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	11
	資料1：リスク分担表(案)	12
	資料2：計画位置図	13
	第1号様式 実施方針に関する意見書	14

1. 特定事業の選定に関する事項

1.1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

稚内市長 横田耕一

(3) 事業の目的

本事業は、稚内市（以下「市」という。）の廃棄物の適正な処理を行うため、市内に一般廃棄物最終処分場を新設し運営を行うことを目的とする。なお、市は、本事業が、地域再生、地域経済活性の一翼を担うものになることを期待している。

(4) 事業の内容

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき、選定事業者（以下「事業者」という。）が市内に新たに一般廃棄物最終処分場（以下「施設」という。）を設計・建設し、市へ施設の所有権を移転した後、一般廃棄物等を受入れ、施設を運営・維持管理することを事業の範囲とする。

1) 事業方式

施設の建設後、所有権を事業者から市へ移転し、その後運営期間、管理期間を通じて維持管理・運営を行うBTO方式とする。

2) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・ 整備期間：平成17年10月から平成19年9月まで2年間
- ・ 運営期間：平成19年10月から平成29年9月まで10年間
- ・ 管理期間：平成29年10月から平成31年9月まで2年間

ただし、市と事業者の協議により、事業期間を延長することができるものとする。

3) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

施設の設計

- (a) 施設の設計及び関連業務（生活環境影響調査、施設設置に係る手続き等、国庫補助金申請手続き等の支援及び関係機関との協議を含む。）

施設の建設工事

- (a) 施設の建設工事及び関連業務
- (b) 工事監理業務

施設の所有権移転業務

- (a) 事業者は、施設の建設後、施設及び設備等の所有権を市に移転する。

施設の維持管理・運営

- (a) 一般廃棄物等の受入れ業務（汚泥等の産業廃棄物を含む。）
(b) 一般廃棄物等の埋立業務（汚泥等の産業廃棄物を含む。）
(c) 施設の維持管理業務（施設の維持管理、点検・保守、その他一切の修理業務を含む。）
(d) 設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理業務を含む。）
(e) 施設の運営開始から 10 年経過後、2 年間の水質管理及び水処理を含む施設の管理業務

最終覆土業務

4) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち施設の設計・建設等にかかる初期投資に相当する費用については、事業期間中、市と事業者が締結する事業契約に定める額を支払う。

市は、事業者が実施する施設の維持管理・運營業務に対する対価を、委託料として運営期間にわたって事業者に支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回見直す。また、委託料は、固定料金と変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。

5) 土地の権利形態

本事業の敷地は市有地であり、財産の分類は行政財産である。事業者は、建設期間中この行政財産について市の使用許可を得たうえで無償で使用できるものとする。

(5) 事業のスケジュール（予定）

- | | | |
|-----|------------|------------------------------------|
| 1) | 入札公告 | 平成 16 年 7 月 |
| 2) | 事業者選定 | 平成 16 年 11 月 |
| 3) | 仮契約 | 平成 17 年 1 月（中旬） |
| 4) | 契約議案を議会へ提案 | 平成 17 年 2 月上旬～中旬 |
| 5) | 事業契約の締結 | 平成 17 年 2 月下旬～3 月上旬 |
| 6) | 施設の設計・建設 | 平成 17 年 3 月～平成 19 年 9 月（2 年間 6 ヶ月） |
| 7) | 施設所有権の移転 | 平成 19 年 9 月 |
| 8) | 施設の運営開始 | 平成 19 年 10 月 |
| 9) | 施設の運営・維持管理 | 平成 19 年 10 月～平成 29 年 9 月（10 年間） |
| 10) | 施設の管理等 | 平成 29 年 10 月～平成 31 年 9 月（2 年間） |

(6) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- 3) 廃棄物最終処分場性能指針
- 4) その他関連する法令等

1.2 特定事業の選定及び公表に関する事項

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とする。具体的には、次により評価を行う。
 - 1) PFI事業として実施することの定性的評価
 - 2) 市の財政負担見込額による定量的評価
 - 3) 事業者に移転するリスクの評価
 - 4) 上記による総合的評価
- (2) 市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- (3) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表する。
- (4) 前号の公表は、公告の手続きをもって行う。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札により行う。

2.2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

時 期	内 容
平成 16 年 6 月 28 日(月)	実施方針の公表
平成 16 年 6 月 30 日(水)	実施方針に関する説明会
平成 16 年 6 月 28 日(月) ～平成 16 年 7 月 2 日(金)	実施方針に関する意見の受付
平成 16 年 7 月 6 日(火)	特定事業の選定・公表
平成 16 年 7 月 26 日(月)	入札公告及び入札説明書等の配布
平成 16 年 7 月 26 日(月) ～平成 16 年 8 月 10 日(火)	参考資料の閲覧及び貸出
平成 16 年 7 月 28 日(水)	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成 16 年 7 月 30 日(金) ～平成 16 年 8 月 5 日(木)	入札説明書等に関する第 1 回質問受付
平成 16 年 8 月 19 日(木)	入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答
平成 16 年 8 月 26 日(木)	参加表明書及び参加資格審査申請書類受付
平成 16 年 8 月 26 日(木) ～平成 16 年 8 月 31 日(火)	入札説明書等に関する第 2 回質問受付
平成 16 年 9 月 2 日(木)	参加資格審査結果の通知
平成 16 年 9 月 2 日(木) ～平成 16 年 9 月 9 日(木)	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成 16 年 9 月 14 日(火)	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答
平成 16 年 9 月 17 日(金)	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成 16 年 10 月 29 日(金)	入札及び提案書の受付
平成 16 年 11 月下旬	落札者決定及び公表
平成 16 年 12 月上旬	基本協定締結
平成 17 年 1 月中旬	仮契約締結
平成 17 年 2 月下旬～3 月上旬	事業契約締結

(2) 主な手続き等

1) 実施方針に関する説明会

民間事業者に本事業への参加を求めるため、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。

- ・ 日 時：平成 16 年 6 月 30 日(水) 午後 1 時から
- ・ 場 所：稚内市役所 正庁（5 階）

2) 実施方針に関する意見の受付

実施方針に関する意見を次のとおり受け付ける。

- ・ 受付期間：平成 16 年 6 月 28 日(月)から 7 月 2 日(金)午後 5 時まで
- ・ 受付方法：実施方針に関する意見書（第 1 号様式）に内容を簡潔にまとめて記載し、担当課宛に持参、郵送又は e-mail により提出すること（持参又は郵送の場合は、意見書のデータをフロッピーディスクに収め、印刷したものを添付して提出すること。）。
なお、意見書のデータは MS-Excel 形式で作成すること。

3) 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、PFI 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成 16 年 7 月 6 日(火)に公表する。

4) 入札公告及び入札説明書等の配布

特定事業の選定の手続を踏まえ、平成 16 年 7 月 26 日(月)に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）等（以下「入札説明書等」という。）を配布するとともに、稚内市ホームページに掲載する。

5) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を平成 16 年 7 月 28 日(水)に開催する。

2.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び本施設の維持管理・運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されることを基本とする。
- 2) 入札参加者は、一企業（以下「入札参加企業」という。）とすることも複数の企業の共同（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。なお、入札参加グループで申し込む場合、代表企業を定めること。
- 3) 入札参加者を構成する企業（以下「入札参加者の構成員」という。）の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- 4) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとする。

- 1) 事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- 3) 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること、又は、建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定により、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。

市の平成 16 年度入札参加資格を有していること。
- 4) 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する土木一式工事に関わる経営事項審査で、土木工事の総合評点数値が 900 点以上であること。ただし、複数の企業で応募する場合は、当該総合評点数値が 900 点以上のものを少なくとも 1 者含むこと。

市の平成 16 年度入札参加資格を有している者で、土木工事に登録していること。

平成 6 年度以降に元請として、廃棄物埋立容量 100,000 立方メートル以上の一般廃棄物最終処分場の施工実績を有すること。ただし、複数の企業で応募する場合は、当該実績のあるものを少なくとも 1 者含むこと（なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。 ）。
- 5) 運営企業は、平成 6 年度以降に、一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物最終処分場（管理型）の管理実績（埋立管理及び水処理施設管理）を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者
- 2) 設計企業、建設企業においては、市の指名停止措置を受けている者
- 3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。 ）がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 4) 本事業に係る P F I アドバイザリー業務に関与した者
- 5) 最近 1 年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出日の平成 16 年 8 月 26 日(木)とする。ただし、参加資格確認後、入札結果の公表までの期間、及び落札者決定後、仮契約締結までの期間に、入札参加者の構成員が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

(5) 特別目的会社の設立

- 1) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立するものとする。
- 2) 入札参加者の構成員は、必ず S P C への出資を行うものとし、その出資比率の合計は、全体の 50% を超えるものとする。なお、代表企業の出資比率は出資者中最大となること。
- 3) 建設企業は、S P C から請け負った建設業務について、事前に市に通知した場合には、その他の第三者に委託、又は下請人を使用することができるものとする。

2.4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会

入札書類等の審査にあたっては、学識経験者及び市の職員で構成する審査委員会を設置する。市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

1) 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

2) 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。

3) 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

4) 審査結果

審査結果は公表する。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 基本的考え方

本事業における施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議のうえ、市が責任を負うものとする。

3.2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「資料1：リスク分担表(案)」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

3.3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、事業契約に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができることとする。なお、支払の減額等の方法、内容等については、事業契約に定める。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 施設の概要及び規模

- (1) 建設予定地：稚内市新光町 1778 番地他（資料2：計画位置図 参照）
- (2) 埋立地面積：28,700m²（市の基本設計における想定値）
- (3) 廃棄物埋立容量：約 189,000m³（覆土分は含まない。）
- (4) 受入廃棄物

稚内市から発生する以下の廃棄物

平成 19 年度～平成 23 年度

- ・ 可燃ごみ（収集可燃、直搬可燃、粗大）
- ・ 不燃ごみ（収集不燃、直搬不燃）
- ・ 汚泥及び汚泥焼却残さ
- ・ 動植物性残さ

平成 24 年度～平成 29 年度

- ・ 可燃ごみ（収集可燃[生ごみを除く]、直搬可燃[生ごみを除く]、粗大）
- ・ 不燃ごみ（収集不燃、直搬不燃）
- ・ 汚泥及び汚泥焼却残さ
- ・ 動植物性残さ

- ・ 生ごみ処理施設より発生する残さ

- (5) 埋立開始：平成 19 年 10 月
- (6) 埋立年数（予定）：10 年間

4.2 施設の基本方針

施設の建設・運営にあたっては、本施設は公共性の高い施設であることを踏まえ、周辺自然環境との調和を図り、公害・災害対策等に万全を期すること。

基本的事項	基本方針
最終処分場の基本的あり方	周辺自然環境との調和を図る。 公害・災害対策に万全を期す。 現地気象状況を考慮した対策を行う。 早期安定化が可能な計画とする。
遮水工及び浸出水漏水防止対策のあり方	遮水工は漏出・破損が生じ難い構造・材質を採用する。 遮水機能を常時監視し、異常があれば速やかな対応が可能なモニタリングシステムを採用する。 継続したモニタリングを実施する。 原則として浸出水を埋立地内部に貯留しない構造とする。
排水及び水処理のあり方	浸出水：内部貯留させないように集排水の迅速化を図る。 雨水：浸出水化の抑制，災害の防止に努める。 地下水：浸出水系統は、埋立地雨水系統及び地下水系統と完全分離を行う。 浸出水処理施設：現地気象状況を考慮し、年間を通じ季節、気候、昼夜の区別なく支障なく運転稼働でき、かつ安定的に放流水質基準を満足する施設とする。
埋立及び維持管理のあり方	埋立情報の蓄積を図る。 適切な維持管理体制とする。 早期安定化が可能な埋立及び維持管理を図る。
環境保全のあり方	自然の回復を目指した土地利用を図る。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が不調となった場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、旭川地方・家庭裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

6.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

6.2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

6.3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が不調となったときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

6.4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者が資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

6.5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

- (1) 市は、施設整備に係る国庫補助金（防衛施設周辺民生安定施設整備事業）を概算要求し、交付を想定しているところである。当該補助金が交付された場合、事業者に支払う代金の一部とする。事業者は、市が行う国庫補助金に係る手続き等に対して必要な支援・協力を行う。
- (2) 市は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受ける場合、これに協力するものとする。
- (3) 市は、事業者に対し、(1)以外の補助、出資等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

- (1) 議会の議決
 - 1) 市は、債務負担行為設定に関する議決を平成 16 年 6 月に行った。
 - 2) 市は、事業契約に関する議案を仮契約締結後速やかに提出する。
- (2) 入札に伴う費用負担
入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (3) 実施方針に関する問合せ先
本実施方針に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

担当課：生活福祉部廃棄物処理施設 P F I 担当

〒097 - 8686 北海道稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号

電 話 0162 - 23 - 6161 F A X 0162 - 23 - 4038

e-mail pfi@city.wakkanai.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp>

資料1：リスク分担表(案)

段階	リスクの種類	リスク内容	リスク分担		備考
			市	事業者	
共通	入札説明書リスク	入札説明書の誤り、内容の変更に関するもの等			
	契約締結リスク	選定事業者が契約を結ばない、または契約手続きに時間を要する場合			
	内容変更リスク	事業の業務範囲の縮小、拡充等			
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更			
		上記以外の法令等の変更			
	税制度変更リスク	施設に関する税制度の変更等			
		法人に課される税金のうちその利益に課される税制度の変更			
	許認可遅延リスク	市が作成する書類の不備による遅延			
		事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの			
	第三者賠償リスク	調査・建設における騒音・振動等に関するもの			要求水準の範囲内のものであれば、市がリスクを負う必要があると考えられる。
		運営段階における同上に関するもの			
	住民対応リスク	施設の設置に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの			
	用地確保リスク	当該事業用地の確保に関するもの			
	事故の発生リスク	調査・建設での事故の発生			
		運営段階における作業員に関する事故の発生			
		運営段階における見学者に関する事故の発生			
	環境保全リスク	調査・建設での環境に影響を及ぼす場合等			要求水準の範囲内のものであれば、市がリスクを負う必要があると考えられる。
		上記以外の運営段階における同上に関するもの			
	測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した測量・地質調査部分			
		事業者が実施した測量・地質調査部分			
事業の中止・延期に関するリスク	市の指示、議会の不承認、市の債務不履行によるもの				
	事業者の事業放棄、破綻によるもの				
物価変更リスク	施設の運営開始前のインフレ・デフレ（施設整備費用に相当するもの）				
	施設の運営開始後のインフレ・デフレ（維持管理、運営に相当する部分）				
金利変動リスク	整備期間の金利変動				
	運営期間の金利変動				
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期				
計画・設計	応募コスト	応募費用に関するもの			
	資金調達リスク	補助金の見込み違いによるもの			
		上記以外に必要な資金の確保に関するもの			
設計リスク	設計に関するもの（市の提示条件、指示の不備、変更によるものを除く）				
建設	工事遅延リスク	工事遅延・未完工による施設の運営開始の遅延			
	工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大			
		上記以外の工事費の増大			
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）			
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害				
運営	計画変更リスク	市の責による事業内容・用途の変更に関するもの			
	運営費上昇リスク	市の責による事業内容・用途の変更等に起因する運営費の増大			
		上記及び物価以外の要因による運営費用の増大			
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷			
	受入不可リスク	施設の破損・修復により受入できない			
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）			
	受入廃棄物の性状リスク	受入廃棄物の質に起因する事故等			
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動リスク			
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの				

注) ○：主にリスクを負担。 □：共にリスクを負担。

資料 2 : 計画位置図

建設予定地：稚内市新光町 1778 番地他



実施方針に関する意見書

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業に関する実施方針について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
総意見数		問

No	資料名	頁	項目	意見等
1	(記載例) 実施方針	1	(記載例) 1.1(1)事業名	
2				
3				

- 1：意見等は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。
- 2：意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入してください。なお、「No」欄及び「頁」欄は、半角数字で記入してください。
- 3：本様式のMS-Excelデータは、稚内市ホームページにおいてダウンロードできます。
ホームページアドレス <http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp>